

	新生児訪問指導	こんにちはあかちゃん事業
根拠法令	母子保健法 11 条	児童福祉法 21 条 10 の 2 市町村は、母子保健法第 10 条、11 条第 1 項の指導を併せて乳児家庭全戸訪問指導を行うことができる。
事業内容	1. 保護者に対する問診 母の健康状態・家族の健康状態・新生児の既往歴・新生児の現症・養育指導の状況・育児に関する不安・新生児の家庭環境 2. 新生児（生後 28 日）の健康状態の把握 身体計測・身体各部の状態 3. 保護者に対する指導 新生児の発育・発達・栄養法と母乳管理・清潔と衣類・生活環境・感染防止・事故防止 上記に関して家庭訪問で実施	1. 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。 ① 育児等に関するさまざまな不安や悩みを聴き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供を行う。 ② 母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげる。
事業担当者	保健師・助産師	愛育班員・母子保健推進員・児童委員・子育て経験者等

近隣市の状況(H25 年度)

自治体名	実施状況	
君津市	こんにちは赤ちゃん事業で実施	●生後 4 か月までの乳児への全戸訪問 出生約 600 人 実施率 90%(健康推進課職員・委託職員)
富津市	新生児訪問と生後 2 か月全戸訪問を実施	●新生児訪問(職員または委託) 出生 223 人 実施率 57.4% ●2 か月訪問(職員) 出生 223 人 実施率 85.7%
袖ヶ浦市	こんにちは赤ちゃん事業で実施	●新生児訪問(健康推進課) 出生 544 人 実施率約 85% ●訪問しない 15%は、子育て支援課で対応。 対象者の承諾を得て、こんにちは赤ちゃん事業でおこなう(主任児童委員)